

海外調査で使用するモデルケースについて（たたき台）（事務局案）

1 国際比較のためのモデルケースの設定について

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ及び韓国における犯罪被害者等への経済的支援の状況（犯罪被害者等を対象とした制度によるもののみならず、犯罪被害者等へも適用される社会保障・福祉制度によるものを含む。）について、可能な限り具体的に把握して比較するため、例えば、以下のようなモデルケースを設定して調査を行う。

なお、実際に海外調査に使用するモデルケースについては、当該国の犯罪被害者等施策に関する専門家の意見及び事前調査結果等を踏まえ、適宜、選択・修正することとする。

2 モデルケースの例

（1）死亡したケース（モデルAで試算）

所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース

（2）重度障害が残存したケース（モデルAで試算）

犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。

1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。

（3）重傷病（精神疾患）を負ったケース（モデルBで試算）

強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。

（4）夫が妻を殺害したケース（親族間犯罪・DV）（モデルCで試算）

加害者が経済的支援により、利益を得る可能性がない場合で、例えば未成年の子が残されたケース

（5）実兄が弟を殺害したケース（親族間犯罪・兄弟間）（モデルAで試算）

加害者が経済的支援により、利益を得る可能性がない場合で、例えば、弟（被害者）が殺害され、その妻及び子が遺族となるケース

（6）国外における犯罪被害により死亡したケース（モデルAで試算）

例えば、海外赴任中の被害者が犯罪被害により死亡し、日本国内の妻及び子が遺族となるケース

（7）国外におけるテロ被害により死亡したケース（モデルAで試算）

例えば、海外赴任中の被害者がテロ被害により死亡し、日本国内の妻及び子が遺族となるケース

（8）日本国内において外国人が犯罪被害により死亡したケース（モデルAで試算）

例えば被害者は外国籍を有する者で遺族全員が日本国内に居住していないケース

- ※ いずれのケースも犯罪被害者等に被害を招来する帰責事由はないものとする。
- ※ 被害者と加害者の関係性について記載のない場合は、面識のないものとする。
- ※ いずれのケースも就労時間外、道路交通に起因しない犯罪被害とする。
- ※ 個別事例は別紙のモデルで試算する。

○モデルA

事例（１）、（２）、（５）、（６）及び（７）のモデル被害者

年 齢：４５歳

性 別：男性

職 業：会社員

年 収：６２０万円（月額４０万円×１２、賞与計１４０万と仮定）

家族構成：妻（４３歳・専業主婦）

：長男（１６歳・高校生）

：長女（１４歳・中学生）

※ 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」の平均年齢から被害者の年齢を設定

※ 国税庁「民間給与実態統計調査」の平均給与から被害者の収入を設定

※ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」から子を２人と設定

○モデルB

事例（３）のモデル被害者

年 齢：２５歳

性 別：女性

職 業：会社員

年 収：２８９万円（月額２０万円×１２、賞与計４９万と仮定）

家族構成：独身・両親と別居

：父（５４歳）

：母（５１歳）

※ 警察庁「平成２１年の犯罪」において強姦、強制わいせつの被害者の約４割が２０代であったことから被害者の年齢を設定

※ 国税庁「民間給与実態統計調査」の平均給与から被害者の収入を設定

○モデルC

事例（４）のモデル被害者

年 齢：４３歳

性 別：女性

職 業：専業主婦

年 収：なし

家族構成：長男（１６歳）

：長女（１４歳）

：夫（４５歳・加害者）

※ 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」の平均年齢から加害者の年齢を設定

※ 国税庁「民間給与実態統計調査」の平均給与から被害者の収入を設定

※ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」から子を２人と設定